



2015年6月 コラム第6号 (作成者：外山 稔)

～ 前回のおさらい ～

対策：太郎は自宅（不動産）相続し、その代わりに花子は生命保険の受取人にする。

問題点：「私、相続財産を何ももらっていないから、現金ちょうだい！ お兄ちゃん」と主張する権利が残ってしまう。

今回は、問題点を回避する対策②をご紹介します。

その前に、遺産分割の方法のひとつである、代償分割について説明します。

<代償分割とは？>

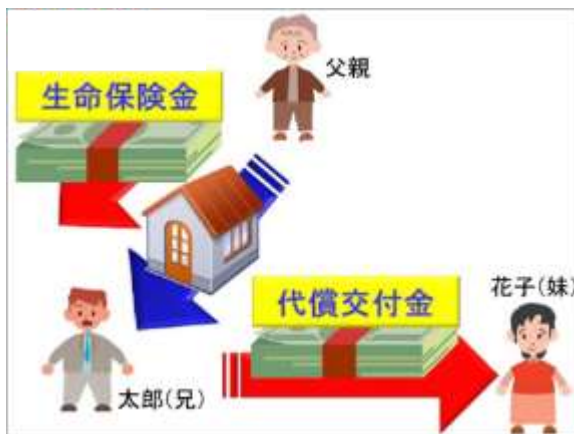
相続財産に不動産があり、その不動産がうまく分割できない場合、一人の相続人が不動産を取得する代わりに、他の相続人には相当の金銭（代償金）を支払う方法です。

（分割できないからと言って、共有名義にすると後々トラブルになる場合があります。）

今回はこの代償分割を使います。

< 対策 ② >

- ・自宅の相続も生命保険金の受取人もすべて太郎にする。
- ・その代わりに太郎は花子に〇〇円を渡すことにする。



太郎さんを生命保険の受取人に指定しておき、相続発生後にその保険金を「代償金」として花子さんに渡すことにします。こうすることによって、花子さんに現金を渡すことには、何も変わりはありませんが、対策①の問題点はなくなるのです。

生命保険金を、花子さんに直接渡すのか、あるいは、太郎さん経由で代償金として渡すのかだけの違いですが、保険金の受取人を誰にするかで、後々トラブルに発展してしまうこともあるのです。

なお、通常は兄弟姉妹間であっても現金を渡せば贈与税がかかりますが、遺産分割における代償金には税金がかかりません（花子さんの相続財産として相続税の対象になります）。

相続財産のほとんどが分けられない不動産である場合には、事前の対策が大切になります。まず、ご自身の相続財産の確認をしてみてください。

個別相談は、随時無料で承っております。下記連絡先に気軽にお問い合わせ下さい。

※ お名前をご記入下さい。なお、ご相談のある方、その他、意見・質問等、折り返しご連絡させていただきますので、ご希望の連絡先・連絡方法もご記入下さい。携帯メールでも結構です。

| | |
|-------|---------------------------------|
| お名前 | |
| ご連絡先 | (住所、電話、メール、ファックス等 折り返し連絡ご希望のもの) |
| ご相談概要 | |

ご記入いただきました個人情報につきましては、(株)ビレッジ開発及びグループ会社の各種情報提供、サービス等のご案内にのみ利用させていただきます。

株式会社ビレッジ開発 営業部 行

担当 下村 太郎 : 外山 稔 : 西 徹

※ F A X される場合はご記入のうえ、このまま裏面を送信下さい。

メール eigyou@village-kaihatu.jp

ファックス 0566-77-4059